

【資料】 国際海洋法裁判所「気候変動事件」 (第31号事件) 勧告的意見 (4・完)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見
の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目 次

勧告的意見

- I. 序
- II. 背景となる事実 (以上、本誌57巻1号)
- III. 管轄権及び裁量
- IV. 適用のある法
- V. 国連海洋法条約の解釈、及び海洋法条約と外部規則との関係
- VI. 本件要請書の射程と2つの質問の関係
- VII. 質問 (a) について
 - A. 文言と表現の整理
 - B. 人為的な温室効果ガス排出が海洋法条約における海洋汚染の定義に該当するかどうか
 - C. 海洋法条約第12部と海洋汚染 (以上、本誌57巻2号)
 - D. 海洋法条約194条に基づく、すべての汚染源に適用される義務
 - E. それぞれの汚染源に適用される義務 (以上、本誌57巻3・4合併号)
 - F. その他の義務
- VIII. 質問 (b) について
- IX. 主文 (以上、本号)

F. その他の義務

292. ここでは、質問(a)への回答に関連するその他の義務について検討する。これらの義務は、海洋法条約第12部の第1節(世界的及び地域的協力)、第2節(技術支援)及び第4節(監視及び環境評価)において、見出すことができる。

293. まずは、これに関する当裁判所の見解は質問(a)への回答のみならず質問(b)への回答にも適用されることを、指摘しておく。

1. 世界的及び地域的な協力

294. まず最初に、海洋法条約第12部第2節の具体的な協力義務に目を向けたい。

295. 本件裁判の参加国等のほぼすべてが、海洋環境に対する人為的な温室効果ガス排出の影響に対処するためには当然に国際協力を必要とするという考えを、共有している。この文脈において、一般国際法上の協力義務—海洋法条約第12部を基礎づける—の存在に言及がなされたり、また、この協力義務は本件要請の検討の中心であると主張されることもあった。また、かかる排出から生じる海洋環境の汚染は規制による対応を必要とするが、こういった対応は、国際的に合意された基準に基づいて国際的な調整が支えなくてはならない、と主張された。これに関して、気候変動枠組条約とパリ協定の枠内で行われる協力的な努力に、言及がなされた。ほぼすべての参加国等は、海洋法条約197条が鍵となる協力義務を規定し、この義務は条約198条、199条、200条及び201条においてより詳しく定められている、という見解を示した。

296. 当裁判所は、MOX工場事件において、「協力義務は、海洋法条約第12部と一般国際法に基づく、海洋環境の汚染の防止における基本原則である(る)」、とする考えを示した(MOX工場事件(アイルランド対イギリス)、暫定措置、2001年12月3日命令、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at p. 110, para. 82; また、ジョホール海峡土地埋立事件(マレーシア対シンガポール)、暫定措置、2003

年10月8日命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10, at p. 25, para. 92；西アフリカ地域漁業委員会事件、勧告的意見、2015年4月2日²⁵⁾、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 43, para. 140；ウルグアイ川パルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、*I.C.J. Reports 2010*, p. 14, at p. 49, para. 77を見よ）。

297. 当裁判所の見解では、協力義務は、海洋法条約第12部全体に反映され浸透している。この協力義務は、締約国に課された幅広い具体的義務の中に具体化されているが、これらの具体的義務が、世界的なレベルで人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処するための中心である。これに関して、IPCC が次のような考えを示している。

「気候変動は、世界的規模での集団的行動の問題という特徴を有している。

というのは、ほとんどの温室効果ガスは長期にわたって蓄積し世界中に混在しており、あらゆる主体（agents）（例えば、個人、共同体、会社、国）による排出が他の主体に影響を及ぼしているからである。効果的な緩和は、個々の主体が個別に自身の利益を主張するなら、達成されないであろう。したがって、温室効果ガス排出を効果的に緩和し他の気候変動問題を扱うためには、集団的な対応（国際協力を含む。）が必要である。」

（2014年統合報告書 SPM, p. 17）

298. 気候変動関連のほとんどの多数国間条約（気候変動枠組条約とパリ協定を含む。）は協力義務を定め様々に実質を与えているが、このことは、気候変動枠組条約の前文が示しているように、「気候変動が地球的規模の性格を有することから、すべての国が……できる限り広範な協力を行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要であること」、を前提としている。

299. 人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染についていうと、このような排出がもたらす世界的規模の影響は当然に国の集団的行動を必要とする（前述201項及び202項を見よ。）から、協力義務は海洋法条約194条と192条に基づく一般的義務の不可分の一部である。また、具体的な協力義務は、第12部

25) 記者注：英文では“2 April 2005”と記されているが、“2 April 2015”が正しい。

第2節、特に197条、200条及び201条に規定されている。当裁判所の見るところ、これらの具体的な義務は、194条と192条の定める一般的義務を補完するものであり、これら一般的義務を遵守するための手段を定めている。

(a) 海洋法条約197条における協力義務

300. 中核的な協力義務は、海洋法条約197条に定められている。これは、次のように規定する。

「第197条 世界的又は地域的基礎における協力

いずれの国も、世界的基礎において及び、適当なときは地域的基礎において、直接に又は権限のある国際機関を通じ、地域的特性を考慮した上で、海洋環境を保護し及び保全するため、この条約に適合する国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を作成するため協力する。」

301. 海洋法条約197条によると、協力の目的は、「海洋環境を保護し及び保全するため」の共通の規制枠組を発展させること、である。197条は、194条1項「一国は単独で又は適当なときは共同して、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するためにとらなければならない「すべての……措置」を定める」と合わせて、読まなくてはならない。したがって、197条に基づく国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きの作成における協力は、194条1項の定める共同措置に含まれる。

302. 197条に基づく協力義務の目的は、海洋環境を保護し及び保全するために規則、基準並びに方式及び手続きを作成することであり、この義務は、広範な柔軟性を有するという特徴を持つ。この場合の規則及び基準並びに方式及び手続きは、拘束力があるものもないものもある。国は、権限のある国際組織を通じて協力するか別の方法で協力するかを選択する自由を有する。様々な形態の協力を利用することは、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するに当たり、特に有用である。

303. 本件裁判の参加国等のほとんどは、国際組織を通じて行われる世界的

な協力の重要性を強調した。また、参加国等の一部は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染が一定の地域に対して影響を及ぼす場合に限定して、地域的協力に言及した。

304. さて、当裁判所は、海洋法条約197条が用いる「権限のある国際機関」の語は、本件裁判の文脈では、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の保護及び保全を直接にまたは間接に扱う権限を有するすべての国際組織を指す、と考える。

305. 海洋法条約197条は、「適当なときは」及び「地域的特性を考慮した上で」、海洋汚染に取り組むための手段として地域的な協力協定と計画とを利用する可能性を定めている。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の影響に鑑みると、世界的な規模での協力は、典型的に、その目的に向けた最も適当な手段である。それにも関わらず、この排出からの海洋汚染が及ぼす何らかの影響は、ある種の特性のある地理的な海域については、その海洋環境に特に有害となることがある。このような状況においては、世界的規模での協力の義務は、閉鎖海または半閉鎖海に面する国の協力に関する197条と123条に基づく地域的な協力により支えられることもあろう。

306. ここで当裁判所は、海洋法条約197条に基づく義務の性質に目を向けたい。本件裁判における参加国等のほとんどは、197条の定める協力義務は行動の義務であって、その遵守は自国の行動を調整する努力に照らして評価すべきである、とする見解を示した。また、この義務は継続的性質の義務である、協力は意味あるものでなければならない、国は誠実に協力的努力に参加しなければならない、という主張が一般的であった。

307. 当裁判所の見解では、この規定は、国に対して規範的な成果を達成することを義務づけているのではなく、海洋環境の保護及び保全のための規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きの作成に意味あるように参加することを義務づけている。

308. 西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見において、当裁判所は次のように述べた。

「海洋法条約63条1項の『合意するよう努める』義務と64条1項の協力義務は、関係国に対して300条に従い互いに誠実に協議すべきとする『相当の注意』義務である。この協議は、共有資源の保存と開発を調整し確保するために必要な効果的な措置をとるためにすべての関係国が実質的な努力を行うという点で、意味あるものにすべきである。」

(西アフリカ地域漁業委員会事件、勧告的意見、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at pp. 59-60, para. 210; また、ウルグアイ川パルプ工場事件(アルゼンチン対ウルグアイ)、判決、*I.C.J. Reports 2010*, p. 14, at p. 49, para. 77 を見よ)

これと同じ理由づけが、海洋法条約197条に基づく協力義務に適用される。

309. 以上より、当裁判所は、海洋法条約197条に基づく協力義務は、世界的な基礎であるか地域的基礎であるかを問わず、国に対し「相当の注意」をもって行動するよう求める行動の義務である、と考える。国は、この義務を誠実に履行するよう求められる。

310. 当裁判所の見解では、協力義務の遵守は、国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを作成する国の努力に照らして評価されるべきである。ただし、協力を通じて国が達成する結果は、国による協力義務の遵守を評価するに当たり関連することがある。

311. 海洋法条約197条が定める協力義務は、継続的性質を有する義務である。この義務は、国に対し、規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを作成するため継続的な努力を行うよう義務づける。条約(例えば気候変動枠組条約やパリ協定)を採択したからといって、国は協力義務から免れるわけではない。というのは、この義務は、国に対し、特に科学的知識の発展に応じて、規制文書を新たに作成またはこれを改正するための発展をするよう、継続的な努力を求めるからである。

(b) 海洋法条約200条及び201条における協力義務

312. 197条は、海洋法条約第12部第2節に基づく協力義務を網羅してはいない。国は、また、研究を促進し、調査計画を実施し並びに取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力しなければならず（200条）、更にまた、適当な科学的基準を定めるに当たって協力しなければならない（201条）。

313. 海洋法条約200条は、次のように規定する。

「第200条 研究、調査の計画並びに情報及びデータの交換

いずれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、研究を促進し、科学的調査の計画を実施し並びに海洋環境の汚染について取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力する。いずれの国も、汚染の性質及び範囲、汚染にさらされたものの状態並びに汚染の経路、危険及び対処の方法（remedies）を評価するための知識を取得するため、地域的及び世界的な計画に積極的に参加するよう努力する。」

同条約201条は、次のように規定する。

「第201条 規則のための科学的基準

前条の規定により取得した情報及びデータに照らし、いずれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を作成するための適当な科学的基準を定めるに当たって協力する。」

200条と201条に基づく義務は、197条に基づく国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続の作成のための基礎を提供する。効果的な共通の規制枠組が発展するためには、最新の科学的な基準と手法に基づく海洋環境の状態に関する適当な情報の存在が前提となる。

314. 当裁判所の見解では、海洋法条約200条と201条は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の文脈において、適用される。

315. 海洋法条約200条の目的は、海洋環境の汚染が適切に認識されるよう確保することである。特に、この条は、197条が定めるように海洋環境を保護し

及び保全するため適当な共通の規制枠組を発展させるために、重要である。国は、直接にまたは権限のある国際組織を通じ、世界的にまたは地域的に、特に、主に汚染の原因と影響についての情報及びデータの交換を奨励するに当たり協力するよう、義務づけられる。協力はまた、海洋環境への脅威に対応するに当たり、実行可能で効果的な対処の方法 (remedies) を見出すことにも、関係する。

316. 海洋法条約201条は、197条を200条に結び付けることに資する。規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きの作成における国家間の協力は、調整された研究、調査の計画並びに情報及びデータの交換を通じて発展する適当な科学的基準に基づかなければならない。特に、共通の規制枠組の作成に当たって協力することは、これが確固とした科学的な基礎に依拠しないときは、効果的にはならない。

317. ここにおいて、海洋環境の保護及び保全のための規制措置と科学的な判断と基準との間の密接な関係について、以前、海底紛争裁判部が深海底活動責任事件勧告的意見で強調したことが、想起される。同裁判部は、海洋環境の汚染を防止するためにとられた措置は、「新たな科学的知識または技術的知識に照らすと」一層厳しくなるよう時代により変わる必要もあろう、と判示した(深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 43, para. 117)。

318. 人為的な温室効果ガス排出に関していうと、海洋法条約201条の義務は、国に対し、そのような排出からの海洋汚染の防止、軽減及び規制のための規則及び基準を作成するための適当な科学的基準を定めるに当たって協力する場に参加することを、義務づけている。

319. 海洋法条約201条の義務は、国に対し、誠実に継続的な努力を行うよう、義務づけている。その努力は、直接にまたは権限のある国際組織を通じ、世界的または地域的な規模で、行うことができる。協力は、様々な国際組織を通じて行われうが、人為的な温室効果ガス排出の影響の範囲と性質によっては、海洋法上の特定の権限を持たない国際組織であってもこのことは可能である。

320. 科学的調査の計画を実施し、情報及びデータの交換を奨励し、並びに人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を規制する（regulating）ための科学的基準を発展させるためには、こういった排出の世界的規模に鑑みると、国が関連のある国際組織その他の場に参加することは特に重要である。

（c）結び

321. 以上をまとめると、当裁判所は、海洋法条約197条、200条及び201条は、194条と192条とを合わせて、締約国に対し、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために、直接にまたは権限ある国際組織を通じ、継続的に、意味あるように及び誠実に協力する具体的な義務を課している、と考える。これに関して、第一に、締約国は、この条約に適合する規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを作成するため、及び、利用可能な科学的知識に基づいて人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処するため、協力するよう義務づけられる。第二に、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して、研究を促進し、科学的調査を実施し並びに情報及びデータの交換、汚染の経路（pathway）、危険及び対処の方法（緩和措置及び適応措置を含む。）を奨励するため、協力するよう義務づけられる。第三に、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処するため、規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを作成するための基礎となる適当な科学的基準を定めるよう義務づけられる。

2. 技術援助

322. 次に、海洋法条約の第12部第3節に含まれる具体的な義務、つまり202条（開発途上国に対する科学及び技術の分野における援助）と203条（開発途上国に対する優先的待遇）に、目を向けよう。

323. 202条は、次の規定である。

「第202条 開発途上国に対する科学及び技術の分野における援助

いずれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、次のことを行う。

- (a) 海洋環境を保護し及び保全するため並びに海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため、開発途上国に対する科学、教育、技術その他の分野における援助の計画を推進すること。この援助には、特に次のことを含める。
 - (i) 科学及び技術の分野における開発途上国の要員を訓練すること。
 - (ii) 関連する国際的な計画への開発途上国の参加を容易にすること。
 - (iii) 必要な機材及び便宜を開発途上国に供与すること。
 - (iv) (iii)の機材を製造するための開発途上国の能力を向上させること。
 - (v) 調査、監視、教育その他の計画について助言し及び施設を整備すること。
- (b) 重大な海洋環境の汚染をもたらすおそれのある大規模な事件による影響を最小にするため、特に開発途上国に対し適当な援助を与えること。
- (c) 環境評価の作成に関し、特に開発途上国に対し適当な援助を与えること。」

324. 海洋法条約203条は、次の規定である。

「第203条 開発途上国に対する優先的待遇

開発途上国は、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため又は汚染の影響を最小にするため、国際機関から次の事項に関し優先的待遇を与えられる。

- (a) 適当な資金及び技術援助の配分
- (b) 国際機関の専門的役務の利用」

325. 本件裁判の参加国等のほとんどは、途上国への援助は人為的な温室効果ガス排出からの海洋環境汚染と闘うに当たり不可欠である、とする見解を示した。この援助は、この問題に取り組む途上国が直面する困難な状況を緩和するために及びこれに取り組む途上国の能力を高めるために、必要である。しかし、海洋法条約における援助義務と、気候変動枠組条約が定める共通に有して

いるが差異のある責任及び各国の能力の原則との間の関係について、見解が分かれた。すなわち、海洋法条約に基づく援助義務は、海洋法の文脈において、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を実施するための手段である、とする主張があった。また、この原則は、海洋法条約に明記されていないけれども考慮しなくてはならない、なぜなら海洋法条約と気候変動条約制度は相互に支え合っているからである、とする主張もあった。更に、この原則は、すべての国(個別的及び集团的に)に課される人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処する責任から逃れるための口実として用いられるべきでない、とする意見もあった。他にも、202条と203条は海洋法条約の文脈だけで解釈すべきである、とする見解があった。

326. さて、海洋法条約202条と203条は、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則に、言及していない。しかし、これらの規定における途上国への援助義務は、この原則を支えるいくつかの要素－能力の低い国は、環境保護の責任 (environmental responsibilities) を果たすために、より高い能力を有する国からの援助を必要とする－を有している。

327. 当裁判所の見解では、気候変動の悪影響を著しく受けやすい²⁶⁾ 途上国に対する科学、教育、技術その他の分野における援助は、不衡平な状況に取り組むための手段である。こういった国は人為的な温室効果ガス排出にほとんど

26) 訳者注：「気候変動の悪影響を著しく受けやすい (particularly vulnerable to the adverse effects of climate change)」の表現は、気候変動枠組条約では3カ所で用いられている(前文19項、3条2項及び4条4項)が、3カ所とも公定訳が異なっている(それぞれ「特に気候変動の悪影響を受けやすい」、「気候変動の悪影響を著しく受けやすい」及び「気候変動の悪影響を特に受けやすい」)。他方、パリ協定では、この表現は6カ所で用いられており(前文5項、6条6項、7条2項、7条6項、9条4項及び11条1項)、その公定訳は同じである(「気候変動の悪影響を著しく受けやすい」)。細かい説明は措くが、“particularly”の語とこの表現と結び付けて用いられている“especially”の語(この327項の末尾部分を参照)の2語の扱いが、気候変動枠組条約では整理されていなかったのに対しパリ協定では整理されていることが、公定訳の違いに現れている。

本翻訳では、パリ協定の公定訳の整理の仕方に従って訳出したが、この勧告的意見は両語の用語法は必ずしもパリ協定と同じでないため、文脈に合わせて訳出している。なお、前述69項は気候変動枠組条約前文19項を明示して参照しているため、その公定訳に従った。

寄与しないにも関わらず、温室効果ガスの排出による海洋環境への影響を深刻に被っている。当裁判所は、これに関して、気候変動枠組条約とパリ協定（これらの条約は、途上国（「特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの」）の個別のニーズ及び特別な事情を明示的に認め及び考慮している）が関連性を有する、と考える。

328. 海洋法条約の前文5項は、この目標の達成が、「開発途上国……の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献する」と規定している。同じ趣旨で、国連総会は、海洋及び海洋法に関する年次決議で、次のように述べている。

「海洋法条約の利益の実現は、国際協力、技術援助及び高度な科学的知識により並びに資金供与及び能力開発により増大することを認め、また、各国の能力に応じて、協力（特に、……海洋環境の保護及び保全に関する能力開発並びに海洋技術の移転及び発展を通じての協力を含む。）の必要が不可欠であることを繰り返し、」

（国連総会決議78／69、2023年12月5日、p. 4）²⁷⁾

329. 海洋法条約202条と203条は、途上国が人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に適当に取り組むことができるよう幅広い援助の仕組みを設けている。この仕組みは、能力開発、技術開発及び技術移転、及び途上国の資金能力を支えるため気候変動枠組条約（例えば4条3項、5条(b)及び6条(a)(iv)）とパリ協定（例えば9条、10条及び11条）が定める仕組みと、並存する。

330. まず海洋法条約202条であるが、この規定が定める援助の受益者は、主に途上国である。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、こういった受益者は、海洋環境に対する温室効果ガス排出の影響を最も直接かつ深刻に受けている途上国と後発途上国であろう。上述の援助は、海洋環境の保護及び保全並びに海洋汚染の防止、軽減及び規制を目的とするものに、限定されている。

27) 記者注：決議はA/RES/78/6. この引用箇所は、決議前文17項。

331. その海洋法条約202条の援助義務は、3種の措置を含んでいる。定められている内容は概括的であり、国の裁量が大きい。

332. 援助措置の第一の種類は、海洋法条約202条が定めるものであり、途上国に対する科学、教育、技術その他の分野における援助の計画の推進が含まれている。この規定は、援助を推進するための措置を定めている。この規定の趣旨は、短中期的には、関連のある国際的調査と能力開発計画への途上国の参加を容易にし及びその参加を支援することにより、途上国に適当な科学的知識及び技術的知識を提供すること、である。長期的には、途上国が人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処するための計画を自ら策定することができるようにするため、途上国が科学的知識及び技術を研究し、作り出し及び管理するための能力を開発すること、である。

333. 海洋法条約202条 (a) が定めるこの幅広い援助措置は、網羅的でない。このことは、この規定の「特に次のことを含める」の表現から推論される。条約の他の規定も、科学、技術及び教育の分野における途上国への援助を扱っている (例えば、第13部第2節、第14部)。

334. 援助措置の第二の種類は、海洋法条約202条 (a) が定めるものであり、重大な海洋汚染をもたらす大規模な事件による影響を最小にするため、特に途上国に対し適当な援助を与えることに関係する。この種類は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染との関係では、それほど関連しないように思われる。

335. 援助措置の第三の種類は、海洋法条約202条 (c) が定めるものであり、環境評価の作成に関し、特に途上国に対し適当な援助を与えること、である。この場合の援助の方法は、国の裁量に委ねられている。

336. 当裁判所の見解では、海洋法条約202条 (a) が定める「その他の分野における援助」は、同条が定める計画を推進し及び活動を行うため途上国に援助を提供する目的での資金援助を含む。科学、教育及び技術の分野における援助が資金的な意味合いを伴うことは、明らかである。ただし、前述330項で述べたように、この場合の途上国に対する資金援助は、海洋環境の保護及び保全並びに海洋汚染の防止、軽減及び規制に限られる。

337. 次に海洋法条約203条であるが、この規定は視点を国の援助義務（202条）から移して、国際組織内で途上国が享有する優先的待遇（preferential treatment）の権利（海洋汚染を防止し、軽減し及び規制し並びに汚染の影響を最小にするため、適当な資金及び技術援助の配分並びに国際組織の専門的役務の利用の事項に関して）を定めている。

338. 海洋法条約203条は、加盟している国際組織を通じて、この規定が定める途上国への優先的待遇に効果を与えるために必要な措置をとる国の義務を、黙示的に定めている。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、途上国（特に、気候変動の悪影響を受けやすい国（前述69項を見よ））のための優先的待遇は、温室効果ガス排出からの海洋汚染の防止、軽減及び規制のためまたは汚染の影響を最小にするため、与えられなければならない。

339. 以上をまとめると、当裁判所は、海洋法条約202条と203条は、途上国（特に、影響を受けやすい国）が人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に取り組む努力を行うに当たり、こういった国を援助するための具体的な義務を定めている、と考える。すなわち、202条は、直接にまたは権限のある国際組織を通じて、能力開発、科学的知識、技術移転その他の事項について、適当な援助を行う義務を定めている。また、203条は、途上国（特に、気候変動の悪影響を受けやすい国）への援助を、資金及び技術援助並びに関連のある専門的役務において国際組織から途上国に優先的待遇が与えられるとすることで、補強している。

3. 監視及び環境評価

340. ここでは、海洋法条約第12部第4節が定める国の具体的な義務に、目を向ける。204条は汚染の危険または影響の監視を、205条は報告の公表を、そして206条は活動による潜在的な影響の評価を、扱っている。

341. 204条は次のように規定する。

「第204条 汚染の危険又は影響の監視

- 1 いずれの国も、他の国の権利と両立する形で、直接に又は権限のある国際機関を通じ、認められた科学的方法によって海洋環境の汚染の危険又は影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう、実行可能な限り努力する。
- 2 いずれの国も、特に、自国が許可し又は従事する活動が海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため、当該活動の影響を監視する。」

342. 205条は次のように規定する。

「第205条 報告の公表

いずれの国も、前条の規定により得られた結果についての報告を公表し、又は適当な間隔で権限のある国際機関に提供する。当該国際機関は、提供された報告をすべての国の利用に供すべきである。」

343. 206条は次のように規定する。

「第206条 活動による潜在的な影響の評価

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足る合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし、前条に規定する方法によりその評価の結果についての報告を公表し又は国際機関に提供する。」

344. 本件裁判の参加国等の多くは、海洋法条約第12部第4節は本件要請で提起された質問に密接に関係する義務を含んでいる、とする考えを示した。例えば、この第4節は、知識の取得と頒布に関係しており、192条と特に194条の義務の遵守を確保するため重要な役割を果たす、とする主張があった。また、204条と206条に従い国が行う監視と評価、及び205条に従い国の利用に供される報告は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置を判断するために、関係しうる、とする主張もあった。

345. 最初に述べておくと、この第4節の定める義務は、性質上手続的義務である。仲裁裁判所がチャゴス海洋保護区事件仲裁で判示したように、環境影響

評価の実施義務などの手続的義務は、「国際法において存在する実体的基準と同様に重要であることもあるし、この実体的基準よりも重要であることもある」(モーリシャスとイギリスの間のチャゴス海洋保護区に関する仲裁、2015年3月18日仲裁判断、*RIAA, Vol. 31*, p. 359, at p. 500, para. 322)。これらの手続的義務の遵守は、海洋法条約194条と192条の一般的義務の履行における関連要因である。

(a) 海洋法条約204条に基づく義務

346. 海洋法条約204条に基づき、国は、海洋環境の危険または影響を監視するよう努力しなければならない(1項)、また、自国が関わる活動が海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため当該活動の影響を監視しなければならない(2項)。いずれの義務も性質上継続的なものであり、監視は継続して行われなければならない。監視義務が及ぶのは、国が、自国の能力を考慮して実行可能な限りで、他の国の権利と両立する形で、あらゆる努力を尽くすよう義務づけられる範囲、である。

347. 海洋法条約204条1項の目的は、海洋汚染全体の有害な結果についての知識を拡げることである。この規定は、二段階の監視を定める。第一の段階は、海洋環境の汚染の危険及び影響を観察し及び測定することである。第二の段階は、収集されたデータを評価し及び分析することである。両段階とも、国は、「認められた科学的方法」を用いなければならない。科学的方法が「認められた」ものであるための基準は、厳格である(exacting)。

348. 監視義務を履行するための手段であるが、この規定は関係国に裁量を与えている。国は、直接にまたは権限のある国際組織(世界的であるか地域的であるかを問わない。)を通じて、この義務を遵守しなければならない。これに関して、人為的な温室効果ガス排出により海洋環境に生じた悪影響は、長年にわたって、国際的な科学団体と制度によって監視されている。

349. 海洋法条約204条2項は、国が許可しまたは従事する活動の影響を監視し

続ける義務を定めている。この義務は、204条1項の義務よりも厳しい (stricter)。この義務は、活動が行われる場所に関係なくまた活動を行う者の国籍にも関係なく、適用される。

(b) 海洋法条約205条に基づく義務

350. 海洋法条約205条に基づき、国は、自国が行った監視活動の結果についての報告を公表し、またはその報告をすべての国の利用に供するためその報告を権限のある国際組織に提供するよう、義務づけられる。

351. 報告を公表しまたはその報告を権限のある国際組織に提供する義務は、海洋法条約204条の定める監視義務を補完するものである。報告を送付する義務は、海洋環境の保護及び保全のための最も効果的な手段の1つは海洋環境に対する危険に関する情報と科学的成果を共有することである、という考えに基づく。気候変動に関していうと、205条は、国に対し、人為的な温室効果ガス排出による海洋汚染をもたらす悪影響についての監視活動の結果を頒布して透明性を確保するよう、義務づけている。

(c) 海洋法条約206条に基づく義務

352. 海洋法条約206条が定める環境影響評価実施義務は、国に対し、計画中の活動が実行される前にこの活動が及ぼす潜在的に有害な影響を評価し、その後得られた結果を頒布するよう、義務づけている。

353. 本件裁判の参加国等のほとんどは、海洋法条約と慣習国際法に基づき環境影響評価を実施する義務があるという見解を示した。多くの参加国等はまた、相当の注意の基準は、この義務と密接に関係しているとする見解を共有した。概していうと、206条の射程は広範であり、また、国がこの義務を発動するに当たっての裁量を制約する様々な要素(予防的アプローチを含む。)がある、と主張された。これに関して、環境影響評価は、海洋環境に対して計画中の活

動が与える累積の効果にも関係しうる、とする主張があった。また、206条は環境影響評価を実施する義務を定めているけれども、温室効果ガス排出に関連のある活動が海洋環境に及ぼす悪影響を評価する手段とその義務の履行については、一層の研究が必要である、とする主張もあった。最後に、影響評価の形態と内容は国際法でなく国内的な事項であるとする見解が示された一方で、この問題に関して指針となる他の国際文書に言及する参加国等もあった。

354. 当裁判所の見るところ、環境影響評価実施義務は、活動が海洋環境に害を与えないよう確保するために極めて重要であり、また包括的な環境管理システムの不可欠な一部である（フィリピン共和国と中華人民共和国の間の南シナ海仲裁、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA, Vol. 33*, p. 153, at p. 523, para. 948を見よ）。

355. 当裁判所の海底紛争裁判部が述べたように、この義務はまた、慣習国際法の一部を構成する（深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at pp. 50-51, paras. 145 and 147；また、ウルグアイ川パルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、*I.C.J. Reports 2010*, p. 14, at p. 83, para. 204を見よ）。

356. 海洋法条約206条に基づく環境影響評価実施義務は、警戒と防止（vigilance and prevention）の義務を包含する。ICJが述べたように、この義務は、環境に影響を及ぼす危険のある活動について環境影響評価が行われなかった場合は、履行されたとはいえない（ウルグアイ川パルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、*I.C.J. Reports 2010*, p. 14, at p. 83, para. 204を見よ）。したがって、206条は、194条2項に由来する義務の「具体的な適用（particular application）」を構成する（南シナ海仲裁、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA, Vol. 33*, p. 153, at p. 523, para. 948）。

357. 当裁判所の見るところ、海洋法条約206条は、環境影響評価の射程と内容を明記していないけれども、本件要請を扱うに当たり関連のあるいくつかの構成要素を示している。

358. まず、環境影響評価を実施する義務は、「計画中の活動」に関係する。

この広範な語は、この環境影響評価は計画の実行に先立って行われなくてはならないことを、意味する（ウルグアイ川パルプ工場事件（アルゼンチン対ウルグアイ）、判決、*I.C.J. Reports 2010*, p. 14, at pp. 83-84, para. 205；国境地帯においてニカラグアが行った一定の活動事件（コスタリカ対ニカラグア）、判決、*I.C.J. Reports 2015*, p. 665, at pp. 706-707, para. 104, p. 720, para. 153, and pp. 722-733, para. 161を見よ）。評価の対象となる活動は、民間団体が計画するものと国が計画するものの両方を含む。

359. 海洋法条約206条は、環境影響評価実施義務を発動するための要件を定めている。その要件とは、計画中の活動に対する国の「管轄又は管理」と、その活動が「実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由」、である。

360. 上述したように、「管轄又は管理」の概念は広範なものである。海洋法条約206条の義務は、関係国の管轄または管理の下にある計画中の活動に、適用される（前述247項を見よ）。この活動には、陸上での活動と共に海上での活動も含まれる。

361. 「信ずるに足りる合理的な理由」の要件について、南シナ海事件で仲裁裁判所は、『「合理的な」と『実行可能な限り』の語は、関係国の裁量の要素を含んでいる」、と述べた（フィリピン共和国と中華人民共和国の間の南シナ海仲裁、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA, Vol. 33*, p. 153, at p. 523, para. 948）。もっとも、その関係国の裁量には制約がある。すなわち、その国は、自国の管轄または管理の下における活動が「実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらす」かどうかを判断するよう、義務づけられている。これは、事実及び科学的知識に基づく客観的判断の問題である。こういった汚染及び変化は、現実のものである必要はなく、潜在的なもので足りる。したがって、当裁判所は、予防的アプローチは当該関係国の側の裁量の余地を制約することがある、と考える。

362. 「実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化」の表現について、海洋法条約206条はこれ以上詳しく述べていない。当裁判所

の見解では、「又は」の語が用いられていることから、206条は、計画中の活動を環境影響評価の対象とするための2つの発動基準を定めている。1つは「実質的な汚染」であり、もう1つは「重大かつ有害な変化」である。なお、環境影響評価を実施する義務を発動するための他の基準があるかどうかは、海洋環境に対する人為的な温室効果ガス排出の影響に鑑みると、ここではほとんど関係がない。

363. 海洋法条約206条は、205条に基づき国家報告を公表しまたは提供することを除き、環境影響評価の内容または行うべき手続きを定めていない。この内容と手続きは、各国が自国法で定めるべきものである。この点について、ICJ がウルグアイ川パルプ工場事件判決で次のように述べたことが、想起される。

「自国の国内法または当該計画についての許可手続において、それぞれの場合において必要とされる環境影響評価の具体的な内容を決めるのは、それぞれの国である。その際、各国は、当該開発計画の性質と規模及び環境に対して悪影響が生じる可能性について、並びに環境影響評価を行う際に相当の注意を尽くす必要性について、考慮しなければならない。」

(ウルグアイ川パルプ工場事件 (アルゼンチン対ウルグアイ)、判決、*I.C.J. Reports 2010*, p. 14, at p. 83, para. 205)

364. この文脈において、「実行可能な限り」の表現が示すように、ある程度の柔軟性が認められている。この表現は、特に、国（特に途上国）は、環境影響評価の実施に当たり国の能力が異なることを認めている。

365. 環境影響評価についていうと、海洋法条約206条の広範な文言に鑑みると、当裁判所は、環境影響評価は、当該計画中の活動の具体的な影響だけでなくこれらの活動とこれら以外の活動による環境への累積的な影響も除外していない、と考える。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、計画中の活動が単独で行われるなら環境上重大でない場合でも、他の活動との相互作用で考えると当該計画中の活動が重大な影響を作り出すことがありうる。また、206条の広範な文言に鑑みると、当該活動の社会経済的影響も、環境影響評価

の対象から除外されない。

366. 最後に、BBNJ 協定は、特に、環境影響評価実施のための発動基準と要因、これを実施するための手続き、及び評価報告について、詳しく定めている。

(d) 結び

367. 以上より、当裁判所は、海洋法条約204条、205条及び206条は人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に取り組む手段として、汚染の危険または影響を監視し、報告を公表し及び環境影響評価を実施する具体的な義務を締約国に課している、と考える。204条1項に基づき、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋環境の汚染の危険または影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう努力することが義務づけられる。204条2項に基づき、締約国は、自国が許可しまたは従事している活動が人為的な温室効果ガス排出を通じて海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため、当該活動の影響を継続的に監視する具体的な義務を有する。205条は、締約国に対し、人為的な温室効果ガス排出からの汚染の危険または影響を監視して得られた結果を公表し、または、その結果を頒布するために権限のある国際組織にその結果を提供するよう、義務づけている。206条は、環境影響評価を実施する義務を定めている。計画中のすべての活動（公的な活動であるか私的な活動であるかを問わない。）が、人為的な温室効果ガス排出を通じて、実質的な海洋環境の汚染または海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがある場合（累積的影響を含む。）には、その活動は環境影響評価に服さなければならない。締約国は、計画中の活動が自国の管轄または管理の下で行われる場合には、海洋環境に対するその排出の悪影響を緩和し及びこれに適応する目的で、環境影響評価を実施しなくてはならない。この環境影響評価の結果は、海洋法条約205条の規定に従って、報告されなければならない。

VIII. 質問(b)について

368. ここでは、COSISが提起した第二の質問を取り上げる。この第二の質問は、次のものである。

「次のことについて国連海洋法条約の締約国が有する具体的な義務（条約第12部に基づく義務を含む。）は何か。

……

(b) 気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）及び海洋酸性化に関して、海洋環境を保護し及び保全すること」

369. COSISは、書面による申立において、この質問(b)について、「第一の質問とは別のものであるが、これを補完している」とし、「気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）及び海洋酸性化を引き起こす活動を規制する（regulating）に当たり海洋環境を保護し及び保全する」一般的義務を包含する、と述べている。COSISは、より精確な文言で、「この質問は、192条の意味と射程に関係する」、と述べる。本件裁判の他の参加国等は、こういった見方に概ね同意している。

370. 当裁判所はすでに、質問(b)は質問(a)よりも射程が広い、と述べた（前述151項及び152項を見よ）。質問(b)は海洋法条約192条を援用する語で定式化されているが、この規定は、「いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する。」、と定める。この義務は、性質上包括的であり、具体的な義務を定める海洋法条約の他の規定（194条を含む。）の義務を包含する。質問(a)について当裁判所が示した見解は、質問(b)に完全に適用される。

371. 当裁判所は、「海洋環境の汚染」の定義を扱った際、「海洋環境」の語を整理した（前述166項～171項を見よ）。このように整理した内容は、以下で述べる海洋法条約192条その他の関連規定に適用される。

372. ここでの当裁判所の見解は、質問(a)に対する回答では述べなかった、気候変動の影響及び海洋酸性化に関して海洋環境を保護し及び保全する具体的な義務に限定して、示すこととする。

A. 文言と表現の整理

373. 本件要請で用いられたいくつかの語は、COSIS が定式化した第一の質問と第二の質問に共通している。当裁判所はすでに、質問 (a) の精確な意味を決めた際に、いくつかの語を整理した。例えば、「具体的な義務」、「気候変動」及び「海洋酸性化」である。

374. すでに説明したように、当裁判所は、「気候変動」と「海洋酸性化」などの語の定義と用法について、気候変動関連諸条約で定義されあるいは IPCC 報告書といった権威ある科学的作業で広く用いられたものを、受け入れている。このことはすでに、前述52項、60項及び68項で説明した。

375. 質問 (b) は、「気候変動の影響 (climate change impacts)」に関係している。この「影響」の語は中立的である。しかし、当裁判所に提起された質問で定式化されているように、また本件裁判での主張において、この語は、気候変動の駆動要因が海洋環境への有害な結果をもたらす状況との関連で用いられている。当裁判所の見るところ、質問 (b) は、海洋環境に対して気候変動と海洋酸性化が及ぼす悪影響²⁸⁾ に関係する。

28) 訳者注：これ以降、この勧告的意見において、“impacts of climate change and ocean acidification” の表現が頻繁に用いられている (398項、405項、410項、414項、423項、427項、428項、主文 (4) (f))。この表現の “impacts” は、仏文テキストからも明らかであるが、“climate change” と “ocean acidification” の両方にかかる。他方で、本件勧告的意見要請の第二の質問は、“climate change impacts ...and ocean acidification” でありこの勧告的意見でこの表現も多く用いられているが、明らかにこの “impacts” は “climate change” のみに関係し “ocean acidification” には関係しない。これら2つの表現は両者が用いられている文脈を見る限り實際上異ならないように思われるし、この375項と次の376項からも裁判所が異なる意味合いで用いているようには見えないが、文法的には明らかに異なる。ここでは、前者について「気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響」とし、後者について「気候変動の影響及び海洋酸性化」と訳し分けた。なお、“ocean acidification” の語のない “climate change impacts” と “impacts of climate change” は同じ意味と考えられるので、いずれも「気候変動の影響」と訳した。また、この勧告的意見で、これらの表現において “impacts” ではなく “effects” の語が用いられることがあるが、両者は同一の意味と考えられるので、いずれも「影響」と訳した (これに関して、脚注23の訳者注も参照)。

376. 「具体的な義務」の語について、当裁判所がすでに述べたように、この語は、一般的な義務と対比すると、具体的あるいは特定された義務を指す。この語はまた、気候変動の影響及び海洋酸性化との関連で海洋環境の保護及び保全に具体的に関係する義務を、意味する。当裁判所は、「具体的な」の語に関わる両方の面に留意して、質問(b)に回答する。

B. 海洋法条約の関連規定

377. まず、質問(a)で扱った海洋汚染の防止、軽減及び規制の義務以外に締約国が有する、気候変動の影響及び海洋酸性化に関して海洋環境を保護し及び保全すべき海洋法条約上の具体的な義務を取り上げる。

378. これに関して、まず、質問(b)への回答に関連する海洋法条約規定を特定する。次に、この質問に回答するために必要な範囲でこれらの規定を解釈して、気候変動の影響及び海洋酸性化に関して海洋環境を保護し及び保全するに当たりこれらの規定がどのように適用されるべきかを検討する。そして最後に、気候変動の影響及び海洋酸性化に対し海洋法条約締約国が海洋環境を保護し及び保全するために負うべき具体的な義務を示すこととする。

379. 質問(b)への回答に関連のある海洋法条約規定は、第12部と共に他の部にも見出される。当裁判所はすでに、第12部の定める海洋環境の保護及び保全のための制度を概観した(前述182項～191項を見よ)。これに関する一義的な規定は、一般的義務を定める192条である。

380. 海洋法条約の192条と193条の関係は、第12部の概観で扱った(前述184項～187項を見よ)。この概観で示したように、193条は、国による自国の天然資源を開発する主権の権利の行使に制約を課しており、すなわち、主権の権利は海洋環境を保護し及び保全する義務に従い行使されなければならない。

381. 当裁判所は、第一の質問に関して海洋汚染を規制する(regulate)ための措置に関する海洋法条約194条を扱った際、同条5項の定める措置は汚染を規制するための措置以上のものであると述べたが、その理由で、この5項は、「こ

の条の規定」ではなく「この部の規定」によりとる措置に言及している。194条5項は、海洋環境を保護し及び保全する具体的な義務に関する第二の質問に対する当裁判所の回答に、特に関連する。

382. 海洋法条約第12部の規定のうち海洋汚染のみを扱うのではない規定としては、技術の利用または外来種若しくは新種の導入に関する196条がある。第12部以外で海洋環境の保護及び保全に関する規定としては、特に、第5部の61条、63条及び64条と第7部の117条、118条及び119条の規定がある。これらの規定は、気候変動の影響及び海洋酸性化を扱うに当たり、関係する。

383. 第一の質問への当裁判所の回答は、海洋法条約第12部の規定のうち、世界的及び地域的な協力に関する第2節、技術援助に関する第3節、並びに監視及び環境評価に関する第4節を取り扱った。これらの規定は、第二の質問についての当裁判所の考察にも関係する。当裁判所は、第二の質問に回答するに当たり、必要に応じて、これらの規定の重要性を詳しく取り上げる。

C. 気候変動の影響及び海洋酸性化に関連する、海洋環境を保護し及び保全する義務

1. 条約192条に基づく義務

(a) この義務の射程

384. 本件裁判の参加国等のほとんどは、海洋法条約192条は海洋環境に対する現代的な脅威のすべて（条約採択後に現れたものを含む。）を対象とするよう解釈しなければならない、と主張した。また、気候変動及び海洋酸性化が海洋環境に対する具体的で重大な脅威を構成するということだけで、192条の文脈での海洋環境の保護と保全に関する具体的な義務を発生させるに十分である、とする主張もあった。他方、参加国等の一部は、海洋法条約第12部は気候変動の影響に関して海洋環境を保護し及び保全するべき具体的な義務を設けては

いない、と主張した。このような具体的な義務は、具体的な他の国際文書で見出されるものであり、海洋法条約は気候変動の悪影響からの海洋環境の保護及び保全において補的な役割を果たすに止まる、という。

385. 当裁判所の見解では、海洋法条約192条に含まれている義務の射程は広く、海洋環境に対するすべての型の害または脅威を含む。この規定に基づく義務は、2つの異なる要素を有している。第一の要素は、海洋環境を保護する義務である。この義務は、環境被害の防止義務と、あるいは少なくとも緩和義務と、結びついている(前述246項を見よ)。第二の要素は、海洋環境を保全する義務である。この義務は、生態系の健康と海洋環境の自然の均衡とを維持するものである。

386. 当裁判所の見解では、海洋環境が悪化している状況では、「保全」の語は海洋の生息地と生態系の回復を含みうる。「回復 (restoration)」の語は海洋法条約192条に見られないが、悪化した生態系を修復する (reversing) 過程が生態的均衡を取り戻す (regain) ために必要であるときは、回復は、海洋環境を保全する義務に由来する。

387. 海洋法条約192条のこれら2つの異なる要素は、次の一節に表明されている。

「この『一般的義務』は、海洋環境を将来の損害から『保護すること』と、海洋環境の現在の状況を維持または改善するという意味で『保全すること』の両方に及ぶ。こうして、192条は、海洋環境を保護し及び保全するために行動する措置をとるべき積極的義務を定めており、また、論理的に、海洋環境を損なわないようにするべき消極的義務も定めている。」

(フィリピン共和国と中華人民共和国の間の南シナ海仲裁、2016年7月12日 仲裁判断、*RIAA*, Vol. 33, p. 153, at p. 519, para. 941)

388. 海洋法条約192条は、適用対象となる関連の被害と脅威とを具体的に示してはいない。この義務が有するオープンエンドな性質は、この規定は海洋環境のすべての形態の悪化と闘うために援用されうることの意味する。この形態には、気候変動の影響(海洋温暖化と海面水位上昇を含む。)及び海洋酸性化を含む。192条は、どのようにして現在及び将来の被害から海洋環境が保護さ

れ及び保全されるのかを、具体的に示していない。海洋法条約の他の規定と外部規則が、192条の内容を知らせ、海洋環境を保護し及び保全するために実施されうる措置の型を形作るのである。これに関して、当裁判所は、気候変動関連の国際文書（気候変動枠組条約とパリ協定を含む。）と当裁判所に提起された質問との関連性を上げた（前述67項～82項を見よ）。他の協定（1995年8月4日に採択され2001年12月11日に発効した国連公海漁業実施協定など）と生物多様性条約も、後述するように、関連のある指針を提供する。

(b) 措置

389. 参加国等の一部は、気候変動及び海洋酸性化の文脈で、海洋法条約192条の具体的な義務は3つの種類に分けられる、と主張した。第一に気候変動を緩和する義務、第二に強韌化と適応を実施する義務、及び、第三に二酸化炭素を隔離して海洋環境に対する更なる害を防止する義務、である。これに関して、参加国等の多くは、海洋法条約第12部の規定を解釈するに当たり、気候変動枠組条約とパリ協定の関連性について、及びこれらの条約の管理機関がその後採択した関連の決定について、述べた。

390. 当裁判所は、海洋の役割について、温室効果ガスの濃度が高まることにより大気中に閉じ込められる熱を貯留すること、及び、二酸化炭素の余剰分も貯留すること、と述べた（前述54項及び55項を見よ）。海洋は、世界最大の吸収源である。海岸の「ブルーカーボン」生態系（マングローブ、潮汐湿地 (tidal marshes)、海草藻場 (seagrass meadows) など）もまた重要な吸収源であり、生態系的適応 (ecosystem-based adaptation) に貢献しうるものである（前述56項を見よ）。したがって、海洋環境を保護し及び保全する義務は、二重の意義を持つ。すなわち、この義務は、海洋生物資源の保存と強韌化を促進すると共に、他方で、海洋環境を回復する措置をとることで炭素隔離を強化しこれにより人為的な温室効果ガス排出を緩和するものである（気候変動枠組条約4条1項 (d) 及びパリ協定5条1項を見よ）。

391. 人為的な温室効果ガス排出を削減するため緩和措置をとる義務は、質問(a)への回答で取り上げた。海洋法条約192条もまた、国に対し、気候変動の影響及び海洋酸性化に関して海洋環境を保護し及び保全するための措置（気候変動関連諸条約で定められた強靱化措置と適応措置を含む。）を実施するよう、義務づけている。

392. 海洋法条約は、「適応措置（adaptation measures）」の語を用いていない。IPCCが定義するように、適応とは、「被害を和らげ（moderate）または有益な機会を活用するために、現実のまたは予想される気候及びその影響に順応する過程（process of adjustment）をいう。自然系においては、……人為的措置が、予想される気候及びその影響への順応を促進することがある」（2022年第2作業部会報告書附属書Ⅱ, p. 2898）。気候変動枠組条約の究極的な目的の一つは、その2条が定めるように、「生態系が気候変動に自然に適応……することができるような期間内に」「大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」、である。気候変動枠組条約の他の規定は、気候変動に対する適応を容易にするための措置を定めている²⁹⁾。この措置は、パリ協定において更に発展している。

393. パリ協定2条の目的は、気候変動枠組条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を、特に「気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高める」ことにより強化すること、である。パリ協定は、7条1項で、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性の強化及び脆弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定めている。パリ協定7条の5項と6項は、適応戦略の要素を定めており、次のように規定する。

「5 締約国は、適応に関する行動について、影響を受けやすい集団、地域社会及び生態系を考慮に入れた上で、各国主導であり、ジェンダーに配慮した、参加型であり、及び十分に透明性のある取組によるものとすべ

29) 訳者注：4条1項(b)。

きであること並びに適宜適応に関連の社会経済及び環境に関する政策及び行動に組み入れるため、利用可能な最良の科学並びに適当な場合には伝統的な知識、先住民の知識及び現地の知識の体系に基づき、並びにこれらを指針とするものとすべきであることを確認する。

- 6 締約国は、適応に関する努力に対する支援及び適応に関する努力についての国際協力の重要性並びに開発途上締約国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの）のニーズを考慮に入れることの重要性を認める。」

394. 当裁判所の見解では、これらの規定は、海洋法条約の義務と両立しており、また、国が適応措置を実施するに当たり科学その他関連する事項をどのように考慮するかを示している。適応措置と強韌性構築措置は、重要な資源を必要とすることが多い。これに関して、当裁判所はすでに、途上国への技術援助の提供に関する海洋法条約第12部の義務を取り上げた（前述322項～339項を見よ）。

(c) この義務の性質

395. 本件裁判の参加国等のほとんどは、海洋法条約192条は相当の注意をもって行動すべき義務を反映している、と述べた。防止原則は相当の注意義務－結果の義務ではなく行動の義務－の不可分の一部である、とする参加国等もいた。他方で、行動の義務と結果の義務という2種の性格づけを意図的に避けた参加国等もあった。というのは、海洋法条約及び国際法一般においては、多くの義務が両分類に跨っているため、これらの呼称はそれほど有用でないからである、という。

396. 当裁判所は、海洋環境を保護し及び保全するために必要な措置をとる義務は、国に対し、その管轄または管理の下にある非国家行為体がその措置を遵守するよう確保することを義務づけている、と考える。国が負うこの義務は、この場合においては、相当の注意義務である。

397. 当裁判所は、すでに、質問(a)に回答した際に、相当の注意義務の性格について取り扱った。相当の注意義務の内容は、当該条約義務の性質に依るし、また時代によっても変わりうる。この義務の基準は、特に、危険と被害水準とを結びつけたものを評価することにより決せられる。

398. IPCC 報告書は、海洋環境に対して気候変動及び海洋酸性化が及ぼす影響は深刻である、と述べる。すなわち、2022年第2作業部会報告書は、「世界的な海面水位上昇並びに温暖化、海洋酸性化及び深海での貧酸素化は、数百年あるいはそれ以上の期間にわたって不可逆的である（確信度が非常に高い）」、と述べている（2022年第2作業部会報告書 p. 453）。また、2023年統合報告書は、「気候系における突然の及び／または不可逆的な変化（ティッピングポイント（tipping points）に達した時の変化を含む。）は、地球が更に温暖化するに伴い増大する（確信度が高い）」、と述べる（2023年統合報告書 p. 18）。ICJ は、ガブチコボ・ナジュマロス計画事件（ハンガリー／スロバキア）の判決において、「環境保護の分野においては、環境に対する損害が有する通常は不可逆的な性格とこの種の損害についての賠償の仕組みに内在する制約とを考慮すると、警戒と防止（vigilance and prevention）が必要とされる」（ガブチコボ・ナジュマロス計画事件（ハンガリー／スロバキア）、判決、*I.C.J. Reports 1997*, p. 7, at p. 78, para. 140）、と判示した。このような状況においては、相当の注意義務の基準は厳格である（stringent）。

399. 当裁判所の見解では、海洋環境に晒されるリスクに鑑みると、国は、海洋法条約192条の義務を履行するに当たり、気候変動及び海洋酸性化が海洋環境にもたらす有害な結果を防止または軽減するため、できるだけ広範で効果的な措置をとるよう、義務づけられる。192条の相当の注意義務の基準は、上述したように、気候変動の影響及び海洋酸性化による海洋環境への深刻かつ不可逆的な被害という高い危険に鑑みると、厳格である。

(d) 結び

400. 以上をまとめると、海洋法条約192条は、締約国に対し、海洋環境を保護し及び保全すべき一般的義務を課している。この規定は、すべての海域に適用され、すべての形態の海洋環境悪化と闘うために援用することができる。この形態には、気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇など）及び海洋酸性化を含む。海洋環境が悪化している状況では、この義務は、海洋生息地と生態系を回復することを義務づけることがある。この義務は、相当の注意義務である。相当の注意の基準は、気候変動の影響及び海洋酸性化による海洋環境への深刻かつ不可逆的な被害という高いリスクを考慮すると、厳格である（stringent）。

2. 条約194条5項に基づく義務

401. 本件裁判の参加国等の多くは、海洋法条約194条5項は、脆弱な生態系が特に地球温暖化及び海洋酸性化により脅威に晒されるという文脈において、192条が定める一般的義務に具体的な形を与えている、と述べた。参加国等の一部は、194条5項が第12部に言及した192条に含まれている「保護し及び保全する」の表現を用いていることに、着目した。また、194条5項はパリ協定前文が海洋の生態的一体性（ecological integrity of the ocean）³⁰⁾を保護するよう求めていることにより強化されている、とする主張もあった。

402. 海洋法条約192条の義務は、194条5項が明記する「希少又はぜい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な」措置をとるべき具体的な義務を含んでいる。この5項は、「必要な」措置の具体的な基準を定めていない。上述したように（203項を見よ）、「必要な」の語は、通常の意味に

30) 訳者注：パリ協定前文13項の公定訳は、“integrity”の語を「本来のままの状態における保全」としているが、ここでは、海洋法条約192条の「保全（preservation）」の語との混同を避けるため、「一体性」と訳した。

従い解釈し、広く理解すべきである。希少または脆弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされておりまたは絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置は、この目的を達成できるような措置である。

403. 海洋法条約194条5項が定める義務は、国に対し、「希少又はぜい弱な生態系」を保護するために必要な措置と「減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地」を保護するために必要な措置の両方をとるよう、義務づけている。海洋法条約は、両語のいずれも定義していない。当裁判所は、条約1条1項(4)に関連して「海洋環境」の語を明確にするに当たり、「生態系」の語の定義を扱った(前述169項を見よ)。生態系の特性(独特性(uniqueness)ないし希少性(rarity)、脆弱性(vulnerability, fragility)³¹⁾、繊細性(sensitivity)及び遅回復性(slow recovery)などは、時代により変わることがある。したがって、「希少又はぜい弱な生態系」を同定する過程は、状況に応じて再検討する必要がある。氷結水域について規定する条約234条は、海洋環境を保護し及び保全するため特別の措置が必要となるような脆弱な生態系の1例を提供する。

404. 「減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地」の語については、生物多様性条約2条が、「生息地」の語について一般に受け入れられた定義 — 「生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型」 — を定めている。このような場所が、希少または脆弱な生態系の一部を構成している必要はない。関係

31) 訳者注：海洋法条約194条5項及び気候変動枠組条約前文19項の“fragile”の公定訳は「ぜい弱な」であるが、パリ協定前文9項・7条1項などの“vulnerability”の公定訳も「ぜい弱性」である。他方、気候変動枠組条約前文19項・3条2項ほかやパリ協定の前文5項・前文11項・6条6項などの“vulnerable”は「(悪影響を)受けやすい」と訳されている。このように、これら“fragility”と“vulnerability”は、公定訳においては特に統一されておらず、意味的にも区別されていないようである。ここでは、両語いずれについても「脆弱性」と訳した。本翻訳でも、48項・61項・393項の“vulnerability”を「脆弱性」、69項・122項・327項・338項・339項などの“vulnerable”を「(悪影響を)受けやすい」と訳した。

があるのは、減少しており、脅威に晒されておりまたは絶滅の恐れのある種その他の海洋生物の保存とその自然環境の保全である。海洋法条約は、「減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種」のリストを作成していない。1973年3月3日に採択され1975年7月1日に発効した絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」とする。）は、貿易規制がないと絶滅のおそれのある種を分類している。ワシントン条約は、ほぼ普遍的な批准のある協定である。ワシントン条約の附属書における種の分類は、194条5項の「減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種」の語を解釈する際の指針を提供する（フィリピン共和国と中華人民共和国の間の南シナ海仲裁、2016年7月12日仲裁判断、*RIAA, Vol. 33*, p. 153, at p. 526, para. 956を見よ）。

405. 海洋法条約194条5項が課す義務は、国内法令の制定と執行あるいは監視と評価の実施といった、具体的な措置を求めている（前述340項～367項を見よ）。これらの措置は、状況に応じて行われるものであり、利用可能な最良の科学に基づいて行われるべき客観的に合理的な手法を必要とする。ただし、国は、義務づけられている行動に関して絶対的な裁量を有するものではない。深海底活動責任事件勧告的意見において海底紛争裁判部が述べたように、「国は、……人類全体の利益との関係において合理的で関連がありかつこの利益に貢献する方法で、適切な選択肢を客観的に考慮しなくてはならない。保証国は誠実に行動しなくてはならないが、その行動が人類全体の利益に有害な影響を及ぼす恐れがある場合には、特にこれが求められる。」（深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 71, para. 230）。海底紛争裁判部は海洋法条約附属書Ⅲの4条4項に基づく保証国の具体的な義務を扱ったけれども、当裁判所は、同裁判部が示した見解は、気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響に関して海洋環境を保護し及び保全するためにとられる措置にも適用される、と考える。

406. 以上をまとめると、海洋法条約194条5項は、192条と合わせて、締約国に対し、希少または脆弱な生態系及び、減少しており脅威に晒されておりまた

は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を、気候変動の影響及び海洋酸性化から保護し及び保全すべき具体的な義務を課している。

3. 海洋法条約の他の規定に基づく義務

407. ここでは、192条に基づく具体的な義務を、海洋法条約の他の規定と合わせて、明らかにしたい。これら他の規定は、国に対し、気候変動の影響及び海洋酸性化に対応して海洋環境を保護し及び保全するための保存措置（適応と強靱性構築を含む。）をとるよう義務づけるものである。

408. 本件裁判の参加国等の一部は、192条は海洋法条約の別の部と公海漁業実施協定が定める具体的ないくつかの義務を包含する包括的義務（umbrella obligation）を定めている、と主張した。こういった主張において、海洋法条約とは別に、この公海漁業実施協定は、気候変動の影響及び海洋酸性化に関して海洋環境の保護及び保全に関する関連の協力枠組を提供するものとして、引用された。

409. 当裁判所は、気候変動及び海洋酸性化は、すべての形態の海洋生物（魚類と、多数の種の生息地を提供する構造物を形成するサンゴ礁を、含む。）に現実に影響を及ぼす、と考える。当裁判所が、みなみまぐろ事件で述べたように、「海洋生物資源の保存は、海洋環境の保護及び保全における1要素である」（みなみまぐろ事件（ニュージーランド対日本、オーストラリア対日本）、暫定措置、1999年8月27日 命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 295, para. 70）。当裁判所は、生物資源と海洋生物の保存は、海洋環境を保護し及び保全する一般的義務に含まれるものであり、この保存が要請する措置は、当該活動と海洋環境に対する脅威とに応じて時代により変わりうる、と考える。

410. 気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響は、「海洋資源に依存する社会の収入、生計及び食料安全保障」に影響を及ぼすような魚類の分布の将来の移動と漁獲の減少を含むと共に、「生活と生計の主要な文化的側面をリスク」に晒すような海洋生態系に対する影響も、含む（前述66項を見よ）。実効的な保存措置を

とるためには、こういった影響を考慮しなくてはならない。

411. 海洋法条約における海洋生物資源の保存についての具体的な義務は、特に第5部と第7部に定められているが、その中でも特に、排他的経済水域における生物資源の保存に関する61条と、公海の生物資源の保存に関する117条と119条に、規定がある。

(a) 海洋法条約61条、117条及び119条に基づく義務

412. 海洋法条約61条は、排他的経済水域における生物資源の保存に関する義務と、その保存が要請する一般原則を、定めている。61条2項、3項及び4項は、次のように定める。

「2 沿岸国は、自国が入手することのできる最良の科学的証拠を考慮して、排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを適当な保存措置及び管理措置を通じて確保する。このため、適当な場合には、沿岸国及び権限のある国際機関（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）は、協力する。

3 2に規定する措置は、また、環境上及び経済上の関連要因（沿岸漁業社会の経済上のニーズ及び開発途上国の特別の要請を含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告された国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に漁獲される種の資源量を維持し又は回復することのできるようなものとする。

4 沿岸国は、2に規定する措置をとるに当たり、漁獲される種に関連し又は依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとなるような水準よりも高く維持し又は回復するために、当該関連し又は依存する種に及ぼす影響を考慮する。」

413. 海洋法条約61条は、保存措置及び管理措置の目的とこれらの措置をとるに当たり考慮すべき要因を、明らかにしている。国は、この目的を達成するための措置を決定するに当たり、裁量を有する。ICJは、漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）で、海洋法条約61条と62条について次のように述べている。

「国際法によると、ある措置が『保存措置及び管理措置』と性格づけられるためには、その措置の目的が生物資源を保存し及び管理することであること、及び、その措置がその保存及び管理のための様々な技術的要件を満たすこと、で足りる。」

（漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）、裁判所の管轄権、判決、*I.C.J. Reports 1998*, p. 432, at p. 461, para. 70）

414. 海洋法条約61条の保存措置と管理措置の目的は、排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保すること（61条2項）、である。このため、これらの措置は、利用可能な最良の科学（気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響（規模、時期及び潜在的な環境上及び社会経済上の影響について国際的に調整された評価を含む。））と現実の対策戦略により知らされなくてはならない。国は、このような措置を設計するに当たり、環境上及び経済上の関連要因を考慮しなければならない。この関連要因には、海洋環境に対し気候変動及び海洋酸性化が及ぼす影響、環境的ストレス要因（environmental stressors）、資源の回遊（stock migration）、並びに、影響を受けやすい社会（vulnerable communities）と特に影響を受ける（specially affected）途上国に生じる影響、が含まれる。更にまた、資源量をその再生産が著しく脅威に晒されることとなるような水準よりも高く維持または回復することを確保するため考慮すべきことは、漁獲の態様、及び漁獲される種に関連する種と漁獲される種に依存する種とに対する影響のほか、気候変動及び海洋酸性化に反応して資源量が変化するまでの速さは食物連鎖のそれぞれの部分で異なること、である。

415. 海洋法条約192条が定める海洋環境を保護し及び保全すべき一般的義務は、117条の定める義務を包含する。すべての国は、117条の定めるところに

従い、公海における生物資源の保存のために必要とされる措置を自国民についてとる義務及びその措置をとるに当たって他の国と協力する義務を有する。この義務は、旗国に限られるのではなく、公海において活動を行う自国民に関してすべての国に適用される。

416. 海洋法条約119条は、公海における生物資源保存の義務を定める。この義務は、実質的に、海洋法条約61条の義務を繰り返している。というのは、公海におけるすべての国の保存義務と排他的経済水域における沿岸国の保存義務は、根本において同一であるためである。119条1項は、次のように規定する。

「いずれの国も、公海における生物資源の漁獲可能量を決定し及び他の保存措置をとるに当たり、次のことを行う。

(a) 関係国が入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置であって、環境上及び経済上の関連要因（開発途上国の特別の要請を含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告された国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に漁獲される種の資源量を維持し又は回復することのできるようなものをとること。

(b) 漁獲される種に関連し又は依存する種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとなるような水準よりも高く維持し又は回復するために、当該関連し又は依存する種に及ぼす影響を考慮すること。」

417. 海洋法条約61条と119条は、海域全体における資源の保存を確保するために、公海について設けられた措置と国家管轄権下の区域について制定された措置との両立性を促進する一貫性のある枠組みを設けている。当裁判所が述べたように、「漁業の保存措置と管理措置は、これを効果的なものとするために、全資源単位についてその資源の分布または回遊ルートにかかるすべての海域を対象とすべきである」（西アフリカ地域漁業委員会事件、2015年4月2日の勧告的意見、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at p. 60, para. 214）。その目的のために、当裁判所は、「国は、自国の排他的経済水域において共有資源について講じ適

用する保存措置と開発措置の実効性を確保するために、直接にまたは関連のある小地域的もしくは地域的機構を通じて、当該資源の地理的分布と回遊にかかるすべての海域において、この資源の保存と持続的管理を確保する目的で同一の資源を共有する回遊ルート沿いの非加盟国との協力を努めることができる」ということを強調した (*ibid.*, at p. 61, para. 215)。この西アフリカ地域漁業委員会事件勧告的意見において示された考えは、気候に起因する資源分布の移動に関する保存措置及び管理措置にも、関連する。

418. 以上をまとめると、海洋法条約61条と119条は、締約国に対し、気候変動の影響及び海洋酸性化により脅威に晒される海洋生物資源を保存するために必要な措置をとるべき具体的な義務を課している。締約国は、61条に基づき、排他的経済水域における生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保しなければならない。保存措置と管理措置の具体的な内容は、利用可能な最良の科学が知らせるものでなくてはならない。締約国は、環境上及び経済上の関連要因（気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響を含む。）を考慮するよう義務づけられる。これは、予防的アプローチと生態系アプローチの適用を伴う。海洋法条約119条に基づき締約国に課される義務は61条の義務を実質的に繰り返すものである、なぜなら、公海におけるすべての国の保存義務と排他的経済水域における沿岸国の保存義務は、基本的に同一であるからである。

(b) 海洋法条約63条、64条及び118条に基づく義務

419. 気候変動の影響と海洋酸性化に取り組むに当たっての協力に関する義務の重要性は、すでに述べた通りである（前述294項～321項を見よ）。海洋生物資源の保存における協力に関する義務は、61条、117条及び119条以外にも、海洋法条約の他の規定、特に63条、64条及び118条にも見られる。

420. 海洋法条約63条は、次のように規定する。

「第63条 二以上の沿岸国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源

- 1 同一の資源又は関連する種の資源が二以上の沿岸国の排他的経済水域内に存在する場合には、これらの沿岸国は、この部の他の規定の適用を妨げることなく、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的機関を通じて、当該資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な措置について合意するよう努める。
- 2 同一の資源又は関連する種の資源が排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する場合には、沿岸国及び接続する水域において当該資源を漁獲する国は、直接に又は適当な小地域的若しくは地域的機関を通じて、当該接続する水域における当該資源の保存のために必要な措置について合意するよう努める。」

421. 高度回遊性の種について、海洋法条約64条1項は次のように規定する。

「沿岸国その他その国民がある地域において附属書 I に掲げる高度回遊性の種を漁獲する国は、排他的経済水域の内外を問わず当該地域全体において当該種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する。適当な国際機関が存在しない地域においては、沿岸国その他その国民が当該地域において高度回遊性の種を漁獲する国は、そのような機関を設立し及びその活動に参加するため、協力する。」

422. 上述したように、西アフリカ地域漁業委員会事件において、当裁判所は、次のように述べて、海洋法条約63条と64条により国に課せられている義務を明確にした。

「当裁判所の見るところ、海洋法条約63条1項の『合意するよう努める』義務と64条1項の協力義務は、関係国に対して300条に従い互いに誠実に協議すべきとする『相当の注意』義務である。この協議は、共有資源の保存と開発を調整し確保するために必要な効果的な措置をとるためにすべての関係国が実質的な努力を行うという点で、意味あるものにすべきである。」

(西アフリカ地域漁業委員会事件、勧告的意見、2015年4月2日、*ITLOS Reports 2015*, p. 4, at pp. 59-60, para. 210)

423. 当裁判所の見解では、西アフリカ地域漁業委員会事件で示したこの明

確化は、気候変動の影響及び海洋酸性化の文脈にも関連する。つまり、海洋法条約63条1項に基づき「……について合意するよう努める (seek to agree …)」義務と64条1項に基づき「協力する義務」は、国に対し、共有資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な効果的な措置をとるために、海洋生物資源に対して気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響を考慮して誠実に他者と協議することを特に義務づけている。

424. 海洋法条約118条は、次のように定める。

「第118条 生物資源の保存及び管理における国の間の協力

いずれの国も、公海における生物資源の保存及び管理について相互に協力する。二以上の国の国民が同種の生物資源を開発し又は同一の水域において異なる種類の生物資源を開発する場合には、これらの国は、これらの生物資源の保存のために必要とされる措置をとるために交渉を行う。このため、これらの国は、適当な場合には、小地域的又は地域的な漁業機関の設立のために協力する。」

締約国は、この規定の定めるところに従い、気候変動の影響及び海洋酸性化により脅威に晒される公海海洋生物資源の保存のために必要とされる措置をとるに当たり、協力するべき具体的な義務を有する。

425. 公海漁業実施協定は、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理のためのしっかりとした枠組みを設けている。この枠組みは、気候に起因する漁業資源分布の移動に関係する。公海漁業実施協定5条は、この魚類資源の保存及び管理のための一般原則を定めており、これは（協定6条に従った）予防的アプローチ、生態系アプローチ及び生物多様性の保護を含む。この協定の7条は、国に対し、国の管轄の下にある水域内において海洋生物資源を探索し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利並びに公海において自国民を漁獲に従事させるすべての国の権利を害することなく、必要な保存措置について協議するよう義務づけている³²⁾。

32) 記者注：協定7条が定めているのは、協議義務ではなく協力義務である。

426. 当裁判所の見るところ、公海漁業実施協定の5条と7条は、気候変動及び海洋酸性化による資源分布の変化と生息域の移動に対応するための指針を提供しうると共に、海洋法条約第5部及び第7部の関連規定の具体的な内容を知らせうるものである。

427. 2022年第2作業部会報告書によると、「海洋温暖化における変化の結果、[海洋生物の] 生理学的反応が変わるため、その成長、回遊、分布、競争、生存及び再生産が変化することが予測される(確信度が非常に高い)」(2022年第2作業部会報告書 p. 400)。この報告書は、また、「気候に起因して漁業資源が移動した結果、漁業活動(商業的なもの、小規模のもの、職人的なもの及び娯乐的なもの)が極地方向に移動したり、あるいは漁獲方法が変わるようになっている(信頼度が高い)」と述べる(2022年第2作業部会報告書 pp. 381-382)。当裁判所の見るところ、個々の海域において気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響がどの程度明らかとなるかは、依然として多くの不確実性が存在している。192条は、国に対し、状況に応じてリスクを予測するよう義務づけている。

428. 以上をまとめると、海洋法条約63条、64条及び118条は、締約国に対し、ストラドリング魚類資源と高度回遊性魚類資源その他の公海生物資源に関する保存措置と管理措置を実施するに当たり、直接にまたは適当な国際組織を通じて協力するよう具体的な義務を課している。この義務は、締約国に対し、特に、海洋生物資源に対し気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響を考慮して、共有資源の保存及び開発を調和し及び確保するために必要な効果的な措置をとるため、誠実に相互に協議することを、義務づけている。公海漁業実施協定の5条と7条が、気候変動と海洋酸性化の結果としての資源分布の変化と生息域の移動に対応するための指針を提供しうる。

(c) 海洋法条約196条に基づく義務

429. 気候変動及び海洋酸性化によって外来種が海洋環境の特定の部分に導

入された結果、海洋環境に重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあるときは、海洋法条約196条が援用されることになる。196条1項は、次のように規定する。

「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における技術の利用に起因する海洋環境の汚染及び海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部分への導入（意図的であるか否かを問わない。）を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとる。」

430. 本件裁判の参加国等の一部は、質問(b)への回答として、汚染の定義に該当しないような気候変動による別の影響が、将来の脅威から海洋環境を保護すべき具体的な義務を発生させることがあるかどうかを当裁判所は判断しなければならない、という見解を示した。このシナリオが生じるのは、例えば、一定の侵略種が海洋温暖化のためにあるいは海流における変化のために移動する場合である、と主張された。海洋法条約196条1項がこれに関連する、という。

431. この規定は、2つの異なる義務を有している。第1の義務は、技術の利用に関するものであり、すでに質問(a)の文脈で扱った（前述231項を見よ）。第2の義務は、外来種または新種の導入に関するものであり、海洋法条約192条に基づく海洋環境を保護し及び保全すべき一般的義務に由来する。

432. 海洋法条約196条1項が定める第2の義務は、海洋法条約1条1項(4)が定める厳密な意味での海洋環境の汚染についての懸念とは、区別される。この規定は、汚染ではない人間活動（外来種または新種の生物の導入など）によって海洋環境の生態的バランスが崩れている状況を扱うものである。このことは、196条2項の規定から、明らかである。この規定は、次のように定める。「この条の規定は、海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関するこの条約の適用に影響を及ぼすものではない」。196条1項が定める、海洋環境の特定の部分への外来種または新種の導入に関して必要な措置をとる義務は、海洋法条約1条1項(4)が定める「海洋環境の汚染」の定義に支配されるものではない。

433. 海洋法条約196条が援用されるのは、外来種または新種の導入が海洋環境に「重大かつ有害な変化（significant and harmful changes）をもたらすお

そのある」場合のみである。この基準は、活動の潜在的な影響の評価に関する206条においても用いられているが、この語は海洋法条約では定義されていない。これに関して、ILCの有害活動からの越境被害の防止に関する条文案の2条(a)の「重大な越境被害をもたらす危険」の定義に関して、その注釈が次のように述べている。

「『重大な (significant)』の語は、曖昧であり、個々のケースにおいて判断されなくてはならない。この語は、法的な判断よりも事実に関する検討を必要とする。『重大な』は、『認識可能な (detectable)』以上のものであるが、『甚大な (serious)』あるいは『実質的な (substantial)』のレベルまでは必要としない³³⁾。被害 (harm) は現実の有害な結果 (real detrimental effect) をもたらすものでなくてはならず、……この有害な結果は事実基準及び客観基準により測定できる (susceptible) ものでなくてはならない。」

(有害活動からの越境被害の防止に関する条文案、2001年注釈付、*Yearbook of the International Law Commission*, 2001, vol. II, Part Two, p. 148, at p. 152, para. (4))

434. 海洋法条約196条は、基準 (threshold) を定めるに当たり、「おそのある (may)」の語を用いており、この語は予防的アプローチを含意する (implies)。気候変動の影響及び海洋酸性化によって海洋環境の特定の部分に非在来種 (non-indigenous species) が導入されると、196条が適用されるための現実の有害な結果が生じることがある、とするので十分である。

33) 訳者注：参考としていうと、国連海洋法条約は海洋環境の文脈で“serious”の語を用いることが多く、公定訳は「重大な」である(19条2項(h)、94条7項、162条2項(w)、162条2項(x)、165条2項(k)・(l)、202条(b)、230条2項、290条1項)が、海洋生物保存の文脈では、「著しい」(61条4項、119条1項(b))である。“significant”は、「重大な」(196条1項、206条)あるいは「著しい」(220条5項)である。“substantial”は、「実質的な」(206条)である。“detectable”は、用いられていない。当然ながら、海洋法条約の公定訳は、このILC注釈で示された用語法に従って作られていない。ここではそれぞれの語を区別するため公定訳と異なる訳語を用いたが、用語の意味は原語で理解してもらいたい。

435. 2022年第2作業部会報告書は、次のように記している。

「海洋生物の非在来種は、海洋及び沿岸における生物多様性の変化を示す主要な因子 (agents) であり、気候的な駆動要因と非気候的な駆動要因がこういった非在来種生物の移動と成功を支えるため相互に作用する (信頼度が高い)。非在来種は、侵略的に行動して在来種に打ち勝つことがあり、その場合、地中海地域で見られたように、生物多様性の地域的な変移 (shifts) をもたらし生態系を変える (信頼度が高い)。非在来種の生息域が温暖化に関連して拡大すると、商業的に重要な魚種と生育場所を直接にまたは間接的に減少させることになる。」

(2022年第2作業部会報告書 p. 456)

436. 当裁判所は、海洋法条約196条1項後段は、国に対し、気候変動の影響及び海洋酸性化による非在来種の導入であって海洋環境に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのあるものから生じる汚染を防止し、軽減し及び規制するため適当な適応措置をとるよう義務づけている、と考える。

4. 海域型管理手法

437. 本件裁判の参加国等の一部は、国家管轄権の内外において海域型管理手法 (海洋保護区を含む。) を迅速に実施することは、気候変動の影響及び海洋酸性化に関して海洋法条約192条を実施するための最も効果的な方法であると主張した。

438. 2022年第2作業部会報告書は、気候変動への現実的な対応戦略としての海域型管理手法 (海洋保護区を含む。) の利用を支持している。この報告書は、次のように述べている。

「海洋保護区その他の海洋空間計画の手法は、これが、生態系の脆弱性と予測される気候状況への対応とを考慮し、現在及び将来の生態系の利用と非気候駆動要因を検討し、及び効果的なガバナンスを支えるため、調整された方法で設計され及び実施されるときは、海洋と海岸の両方の生態系にお

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（4・完）

いて気候変動の緩和と適応に取り組むための大きな潜在性を有する（信頼度が高い）。」

（2022年第2作業部会報告書 p. 483）

439. 「海洋保護区（marine protected area）」の語は、海洋法条約にない。生物多様性条約2条は、「保護地域（protected area）」を「保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域」と定義している。国家管轄権の外の区域における海洋保護区の実施を支持する国家実行は、地域条約及び協同取極に基づくものであるが、例えば、北東大西洋海洋環境保護条約（オスパール条約）（1992年9月22日採択、1998年3月25日発効）の締約国の実行がある。この条約は、次のことを認識している。

「海洋環境の汚染の防止及び除去に関して又は人間活動の悪影響からの海洋環境の保護に関して、世界的な規模での国際的な条約又は協定が定める措置より厳格な措置を地域的なレベルでとることが望ましいことを認識し」

（前文11項）

440. 海洋法条約第12部は、国が、海洋環境を保護し及び保全するために同条約よりも厳しい措置をとることを、排除していない。ただし、その措置は、海洋法条約及び国際法の他の規則に適合するものでなくてはならない。最近採択された BBNJ 協定は、国家管轄権を越える区域の海洋生物多様性の保存及び持続的利用をよりよく扱うため、海洋法条約に基づく世界的枠組みの必要を示し、海域型管理手法（海洋保護区）の利用を定めている。

Ⅷ. 主文

441. 以上の理由により、
当裁判所は、

(1) 全員一致で、

当裁判所は COSIS が要請した勧告的意見を与える管轄権を有することを、

決定する。

(2) 全員一致で、

COSIS が付託した勧告的意見の要請に応じることを、決定する。

(3) 全員一致で、

質問 (a) に対し、以下の通り回答する。

(a) 大気中への人為的な温室効果ガス排出は、海洋法条約1項1項 (4) の意味における海洋環境の汚染を構成する。

(b) 海洋法条約194条1項に基づき、海洋法条約の締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる具体的な義務を有し、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する義務を有する。この措置は、特に、利用可能な最良の科学と気候変動関連諸条約（気候変動枠組条約とパリ協定を含む。）に含まれる関連のある国際的な規則及び基準（特に、工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限することとその目標を達成するための排出経路タイムライン）を考慮して、客観的に判断すべきである。必要な措置の射程と内容は、締約国が利用することができる手段とその能力により、変わりうる。必要な措置は、特に、温室効果ガス排出を削減するための措置を含む。

(c) 海洋法条約194条1項に基づく、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる義務は、相当の注意義務の1つである。この相当の注意の基準は、この場合の排出からの海洋環境に対する深刻かつ不可逆的な被害という高いリスクに鑑みると、厳格である（stringent）。ただし、相当の注意義務の履行は、国の能力と利用することができる資源により、変わりうる。

(d) 海洋法条約194条2項に基づき、締約国は、自国の管轄または管理の下における人為的な温室効果ガス排出が他の国及びその環境に対し汚染による

損害を生じさせないこと並びに自国の管轄または管理の下におけるそのような排出からの汚染が自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとるべき具体的な義務を有する。この義務は、越境的な状況に適用され、また、194条1項の義務とは別の具体的な義務である。この義務は、相当の注意義務でもある。194条2項に基づく相当の注意の基準は、越境汚染の性質に鑑みると、194条1項に基づく義務よりもずっと厳格（stringent）でありうる。

- (e) 個別の汚染発生源についていうと、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染は、陸にある発生源からの汚染、船舶からの汚染、あるいは大気からのまたは大気を通ずる汚染、として性格づけることができる。
- (f) 海洋法条約207条及び212条に基づき、締約国は、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続き（特に、気候変動枠組条約とパリ協定などの気候変動関連諸条約が定めるもの）を考慮して、それぞれ陸にある発生源からの温室効果ガス排出及び大気からのまたは大気を通じての温室効果ガス排出がもたらす海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する具体的な義務を有する。そのため、国は、必要な他の措置をとる具体的な義務を有し、また、特に、権限のある国際組織または外交会議を通じ、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを定めるよう努力する具体的な義務を有する。
- (g) 海洋法条約211条に基づき、締約国は、自国を旗国としまたは自国において登録された船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定する具体的な義務を有する。この法令は、権限のある国際組織または一般的な外交会議を通じて定められる一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準と少なくとも同等の効果を有するものとする。
- (h) 海洋法条約213条及び222条に基づき、締約国は、自国の法令を執行する具体的な義務を有し、また、それぞれ陸由来の及び大気経由の人為的な温室効果ガス排出からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある国際組織または外交会議を通じて定められる適用のある国際的

な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる具体的な義務を有する。

- (i) 海洋法条約217条に基づき、締約国は、自国を旗国としまたは自国において登録された船舶が、船舶からの温室効果ガス排出による海洋汚染の防止、軽減及び規制のため、権限のある国際組織または一般的な外交会議を通じて定められる適用のある国際的な規則及び基準に従うこと並びに自国の法令を遵守することを確保する具体的な義務を有し、また、これらの規則、基準及び法令を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる具体的な義務を有する。
- (j) 海洋法条約197条、200条及び201条は、194条と192条と合わせて、締約国に対し、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために、直接にまたは権限ある国際組織を通じ、継続的に、意味あるように及び誠実に協力する具体的な義務を課している。まず、197条に基づき、締約国は、この条約に適合する規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを作成するため、及び、利用可能な科学的知識に基づいて人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処するため、協力する具体的な義務を有する。次に、200条に基づき、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して、研究を促進し、科学的調査を実施し並びに情報及びデータの交換、汚染の経路、危険及び対処の方法（緩和措置及び適応措置を含む。）を奨励するため、協力する具体的な義務を有する。最後に、201条に基づき、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に対処するため、規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを作成するための基礎となる適当な科学的基準を定める具体的な義務を有する。
- (k) 海洋法条約202条に基づき、締約国は、途上国（特に、影響を受けやすい国）が人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に取り組む努力を行うに当たり、こういった国を援助するための具体的な義務を有する。この条は、直接にまたは権限のある国際組織を通じて、能力開発、科学的知識、技術移転その他の事項について、適当な援助を行う義務を定めている。また、

203条は、途上国（特に、気候変動の悪影響を受けやすい国）への援助を、資金及び技術援助並びに関連のある専門的役務において国際組織から途上国に優先的待遇が与えられるとすることで、補強している。

- (1) 海洋法条約204条、205条及び206条は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に取り組む手段として、監視し、その監視報告を公表し及び環境影響評価を実施する具体的な義務を、課している。204条1項に基づき、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋環境の汚染の危険または影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう努力する具体的な義務を有する。204条2項に基づき、締約国は、自国が許可または従事している活動が人為的な温室効果ガス排出を通じて海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため、当該活動の影響を継続的に監視する具体的な義務を有する。205条に基づき、締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの汚染の危険または影響を監視して得られた結果を公表し、または、その結果を頒布するために権限のある国際組織にその結果を提供する具体的な義務を有する。206条に基づき、締約国は、環境影響評価を実施する具体的な義務を有する。計画中のすべての活動（公的な活動であるか私的な活動であるかを問わない。）が、人為的な温室効果ガス排出を通じて、実質的な海洋環境の汚染または海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがある場合（累積的影響を含む。）には、その活動は環境影響評価に服さなければならない。締約国は、計画中の活動が自国の管轄または管理の下で行われる場合には、海洋環境に対して人為的な温室効果ガス排出がもたらす悪影響を緩和し及びこれに適応する目的で、環境影響評価を実施しなくてはならない。この環境影響評価の結果は、海洋法条約205条の規定に従って、報告されなければならない。

- (4) 全員一致で、

質問 (b) に対し、以下の通り回答する。

- (a) 質問 (a) への当裁判所の回答は、質問 (b) への回答に関連がある。上記主

文(3)の(j)、(k)及び(l)は、特に関連がある。

- (b) 海洋法条約192条の義務の射程は広く、海洋環境に対するすべての型の害または脅威を含む。この条に基づき、締約国は、気候変動の影響及び海洋酸性化から海洋環境を保護し及び保全する具体的な義務を有する。海洋環境が悪化している状況では、この義務は、海洋の生息地と生態系を回復するための措置を求めることがある。条約192条は、締約国に対し、状況に応じて、気候変動の影響及び海洋酸性化に関するリスクを予測するよう義務づけている。
- (c) この義務は、相当の注意義務である。相当の注意の基準は、気候変動の影響及び海洋酸性化による海洋環境への深刻かつ不可逆的な被害という高いリスクを考慮すると、厳格である（stringent）。
- (d) 194条5項に基づき、締約国は、希少または脆弱な生態系及び、減少しており脅威に晒されておりまたは絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を、気候変動の影響及び海洋酸性化から保護し及び保全するべき具体的な義務を有する。
- (e) 61条及び119条に基づき、締約国は、気候変動の影響及び海洋酸性化により脅威に晒される海洋生物資源を保存するために必要な措置をとるべき具体的な義務を有する。かかる措置をとるに当たり、締約国は、特に、利用可能な最良の科学と環境上及び経済上の関連要因を考慮しなければならない。この義務は、予防的アプローチと生態系アプローチの適用を義務づけている。
- (f) 海洋法条約63条1項に基づき合意するよう努める義務と64条1項に基づき協力する義務は、締約国に対し、共有資源の保存及び開発を調整し及び確保するために必要な効果的な措置をとるために、誠実に他者と協議することを特に義務づけている。協議すべき必要な措置は、海洋生物資源に対して気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響を考慮しなければならない。条約118条に基づき、締約国は、気候変動の影響及び海洋酸性化により脅威に晒される公海海洋生物資源の保存のために必要とされる措置をとるに当たり、協力するべき具体的な義務を有する。

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」(第31号事件) 勧告的意見 (4・完)

- (g) 海洋法条約196条に基づき、締約国は、気候変動と海洋酸性化が及ぼす影響による非在来種の導入であって海洋環境に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのあるものから生じる汚染を防止し、軽減し及び規制するため適当な措置をとる具体的な義務を有する。この義務は、予防的アプローチの適用を義務づけている。

本勧告的意見は、2024年5月21日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれ気候変動及び国際法に関する小島嶼国委員会と国際連合に送付する。

(Albert J. HOFFMANN 裁判長の署名)

(Ximena HINRICHS OYARCE 国際海洋法裁判所書記の署名)

(JESUS、PAWLAK、KULYK、KITTICHAISAREE 及び INFANTE CAFFI 各裁判官が、ITLOS 規則125条2項により与えられた権利を行使して、本件勧告的意見に宣言を付した。)

(2025年4月5日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A) 「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」(JSPS 科研費24H00132) による成果の一部である。

- * 記者注：本資料の過去掲載分について、次のように訂正する。
まず、COSISからの2つの質問を、次の訳に訂正する。この訂正は、3項、102項、139項、153項に該当する。
「国連海洋法条約の締約国が有する次のことについての具体的な義務（条約第12部にに基づく義務を含む。）は何か。
(a) 大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する気候変動（海洋温暖化と海面水位上昇を通じてのものを含む。）及び海洋酸性化がもたらしたまたはもたらすおそれのある有害な結果に関して、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制すること、
(b) 気候変動の影響（海洋温暖化と海面水位上昇を含む。）及び海洋酸性化に関して、海洋環境を保護し及び保全すること」

その他の個々の訂正箇所は、次の通りである。

(1) (本誌57巻1号) について

- 75頁 2行目：小島嶼国委員会により付託された気候変動と国際法に関する勧告的意見の要請 → 気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見の要請
78頁 VII D の表題：194条に基づく、すべての汚染源に → 194条に基づくすべての汚染発生源に
79頁 VII E の表題：それぞれの汚染源に → 個別の汚染発生源に
79頁 VII E 1 の表題：国内法を制定し国際的な規則及び基準を設ける義務 → 国内法を制定し並びに国際的な規則及び基準を定める義務
79頁 VIII C の表題：気候変動影響と海洋酸性化 → 気候変動の影響及び海洋酸性化
79頁 目次 VIII C 4：海域別の管理手法 → 海域型管理手法
81頁 12行目：及び保全する義務 → 及び保全すること』
97頁 51項 1～2行目：科学的知見 → 科学的知識
111頁 80項 1行目：温室効果ガスの削減 → 温室効果ガス排出の削減

(2) (本誌57巻2号) について

- 69頁 目次 VII D の表題：194条に基づく、すべての汚染源に → 194条に基づくすべての汚染発生源に
69頁 目次 VII E の表題：それぞれの汚染源に → 個別の汚染発生源に
86頁 3行目：チャゴス海洋保護区仲裁 → モーリシャスとイギリスの間のチャゴス海洋保護区に関する仲裁
86頁 8行目：南シナ海仲裁 → フィリピン共和国と中華人民共和国の間の南シナ海仲裁
89頁 3行目：である。この定義は → である。これらの判断規準は累加的なものであり、つまりこの定義に該当するためにはこれらの判断規準のすべてが満たされなくてはならない。この定義は
95頁 186項 7行目：活動が他国の環境又は国家管轄権外区域の環境に損害 → 活動が他の国の環境又は国の管轄権が及ぶ区域の境界を越える区域の環境に損害

(3) (本誌57巻3・4合併号) について

169頁 目次 VII D の表題: 194条に基づく、すべての汚染源に → 194
条に基づくすべての汚染発生源に

169頁 目次 VII E の表題: それぞれの汚染源に → 個別の汚染発生源に
176頁 208項 4行目: 科学的知見 → 科学的知識